⑺　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［⑻～⑾　略］

⑿　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項

⒀　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項

［⒁・⒂　略］

［２・３　略］

中間損益計算書（　年　月　日から
年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

５　［略］

第２　［略］

別紙様式第７号の２（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
銀行　支店
代　表　者　氏　名

（記載上の注意）

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［⑷・⑸　略］

⑺　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の４（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［⑻～⑾　同左］

⑿　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３に規定する企業結合に関する事項

⒀　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17に規定する事業分離に関する事項

［⒁・⒂　同左］

［２・３　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から
年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

５　［同左］

第２　［同左］

別紙様式第７号の２（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
銀行　支店
代　表　者　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［⑷・⑸　同左］